下水道使用料体系の見直しについて

～資料～

平 成　３ ０ 年　２ 月

滝川市建設部都市計画課

目　　次

1　滝川市の下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　現行の滝川市下水道使用料体系・・・・・・・・・・・　6

3　行政人口と下水道使用料収入の推移・・・・・・・・　7

4　使用料収入と損益の推計・・・・・・・・・・・・・・・　7

5　下水道使用料体系見直しの背景・・・・・・・・・・・　8

6　基本水量内割合の変化・・・・・・・・・・・・・・・・　9

7　下水道使用料体系見直し案・・・・・・・・・・・・・　10

8　基本水量見直しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・　11

9　下水道使用料体系見直しの考え方・・・・・・・・・・　12

10　使用料改定案（家事用・福祉用）・・・・・・・・・・　13

11　使用料改定案（業務用）・・・・・・・・・・・・・・・　14

12　見直しの時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

13　付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

１．滝川市の下水道

下水道は市街地における下水（雨水と汚水）を排除、処理するための施設であり、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図るうえでも必要不可欠な基幹的都市施設です。

- 昭和 43（1968）年４月　国の認可を受け下水道事業に着手
- 昭和 51（1976）年 7 月　単独公共下水道の供用開始
- 昭和 61（1986）年 3 月　空知地区 6 市 4 町で構成する石狩川の流域を単位とする広域的な石狩川流域下水道として流域関連公共下水道の供用を開始　⇒　奈井江浄化センターの運転を開始しました。

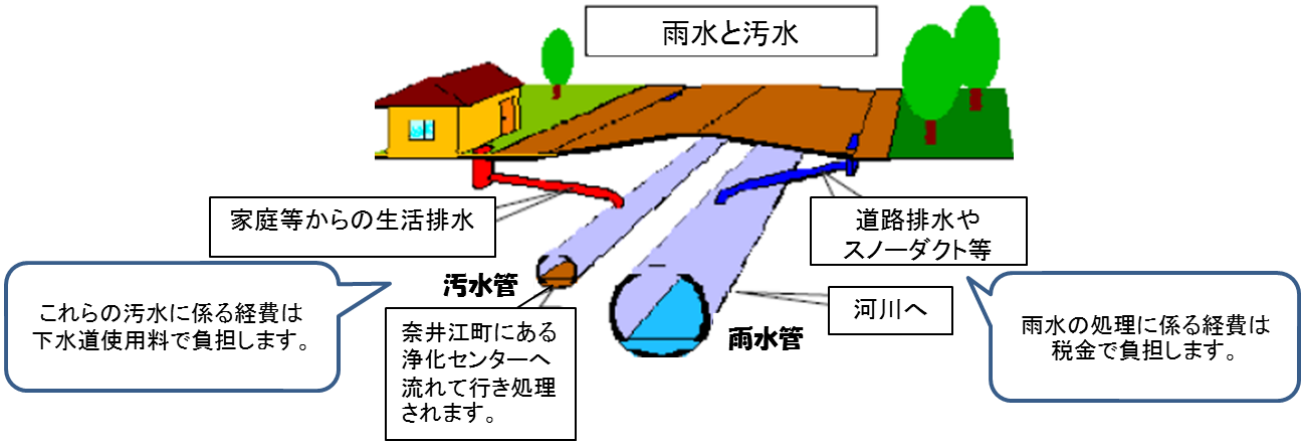

滝川市の公共下水道へ排出されたトイレや台所等からの汚水は、石狩川流域下水道の幹線へ接続され、約１日（２４時間）かけて奈井江浄化センター（３ページ参照）に到達し、いろいろな工程を通過し、きれいな水に処理されます。処理された水については、石狩川に放流されています。

滝川市下水道計画図

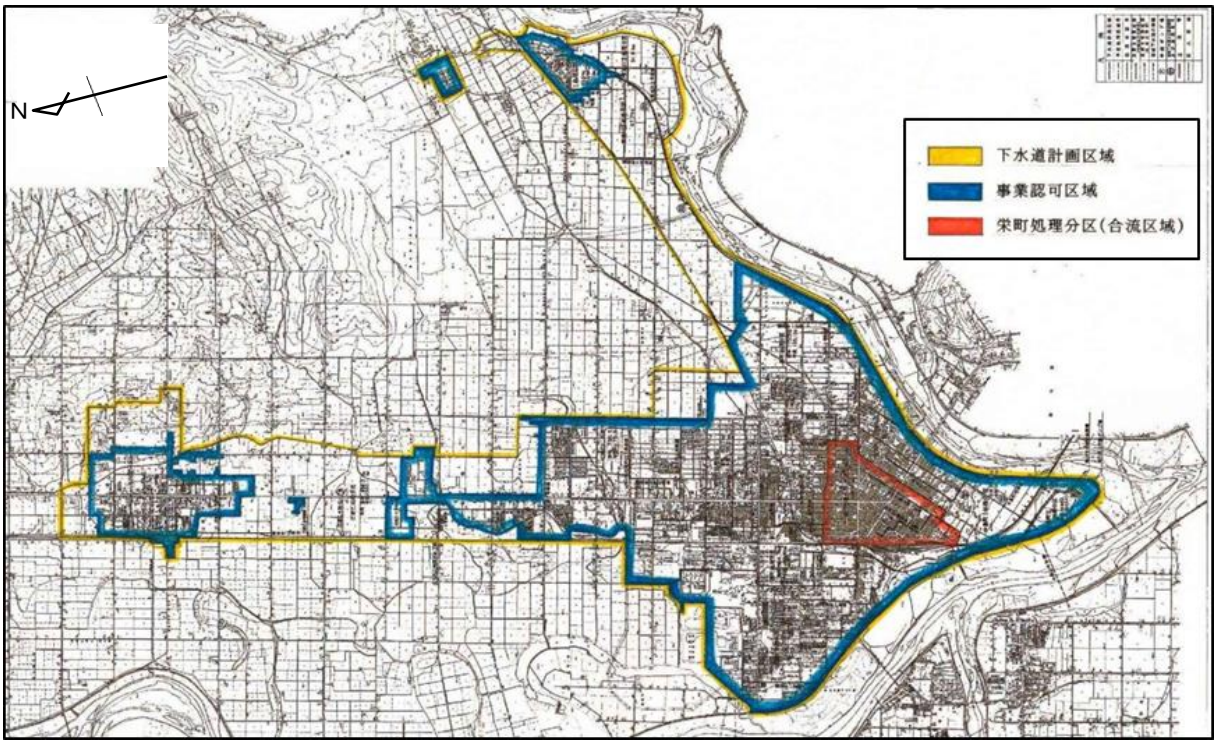

年次別整備状況

項目	単位	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
計画面積（認可）(A)	ﾍｸﾀｰﾙ	1,664.00	1,664.00	1,664.00	1,664.00	1,664.00	1,664.00
整備済面積(B)	ﾍｸﾀｰﾙ	1,391.93	1,392.65	1,393.50	1,393.96	1,397.23	1,397.31
当年度分(C)	ﾍｸﾀｰﾙ	0.37	0.72	0.85	0.46	3.27	0.08
整備率(B/A)	%	83.6	83.7	83.7	83.8	84.0	84.0
処理区域面積	ﾍｸﾀｰﾙ	1391.93	1,392.65	1,393.50	1,393.96	1,397.23	1,397.31
当年度分	ﾍｸﾀｰﾙ	0.37	0.72	0.85	0.46	3.27	0.08
計画人口	人	40,900	37,380	37,380	37,380	37,380	37,380
行政人口(D)	人	42,815	42,292	41,988	41,589	41,262	40,978
区域内人口(E)	人	40,039	39,553	39,303	38,992	38,763	38,814
水洗化人口(F)	人	37,400	36,960	36,710	36,460	36,240	36,314
水洗化率（人口）(F/E)	%	93.4	93.4	93.4	93.5	93.5	93.6
普及率(E/D)	%	93.5	93.5	93.6	93.8	93.9	94.7
区域内戸数(G)	戸	19,941	19,919	19,980	20,013	20,061	20,407
水洗化戸数(H)	戸	19,160	19,150	19,200	19,250	19,298	19,586
水洗化率（戸数）(H/G)	%	96.1	96.1	96.1	96.2	96.2	96.0

管渠整備状況

平成 29 年３月 31 日現在、合流管 28,053m、分流汚水管 247,349m、分流雨水管 182,008m、総管渠延長 457,410mの整備状況となっています。

石狩川流域下水道計画図

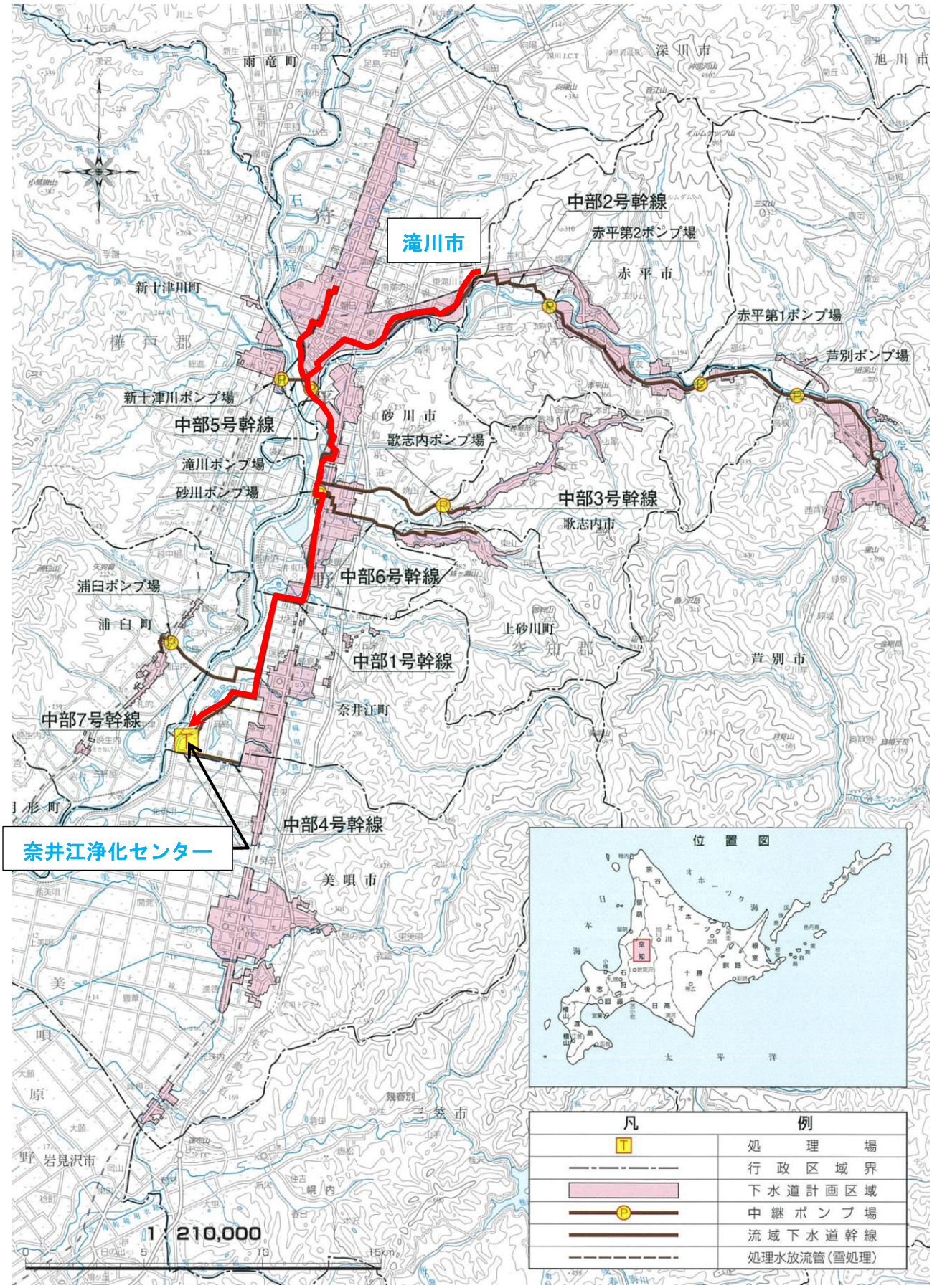

石狩川流域下水道　奈井江浄化センター　全景写真

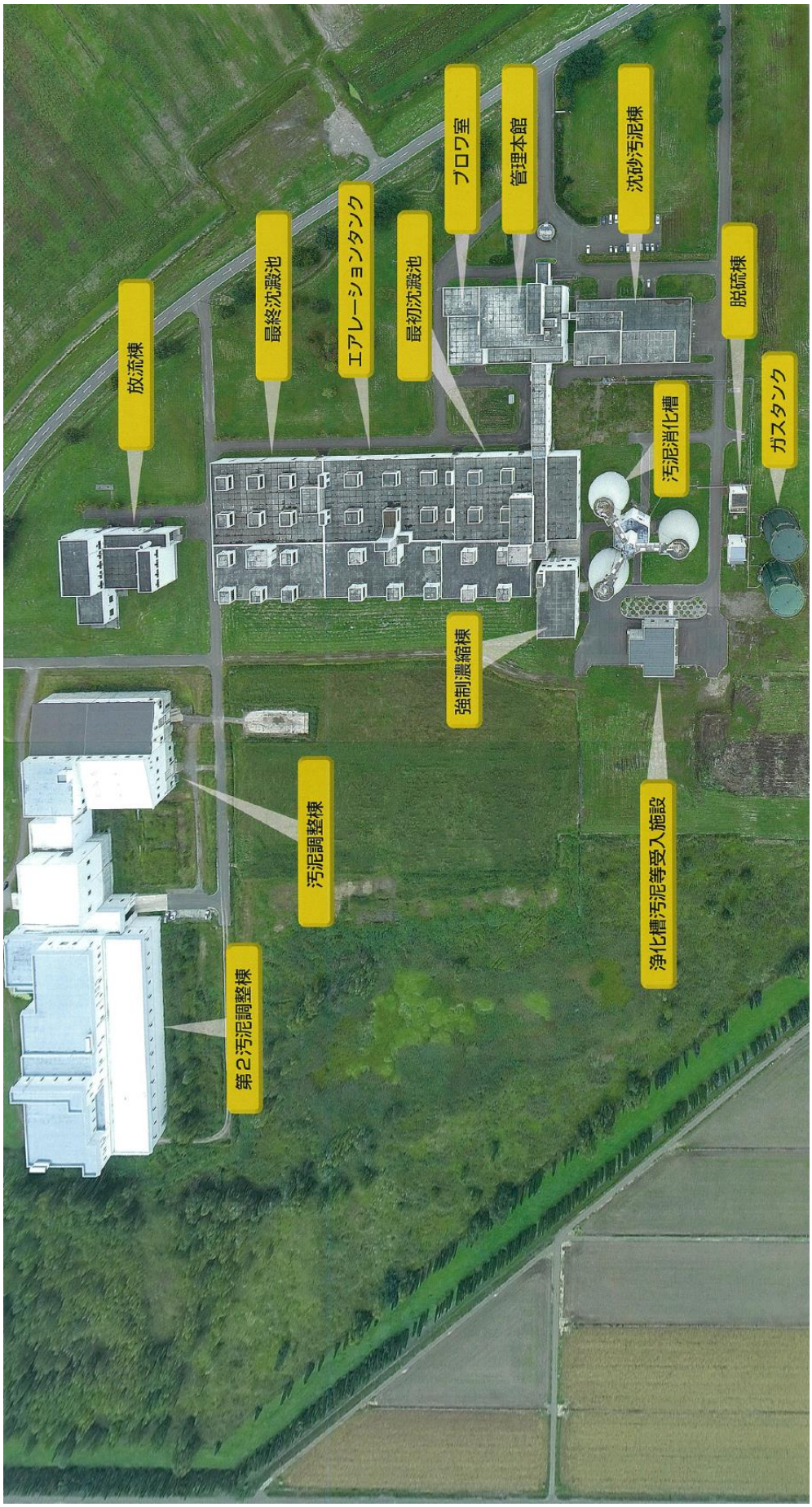

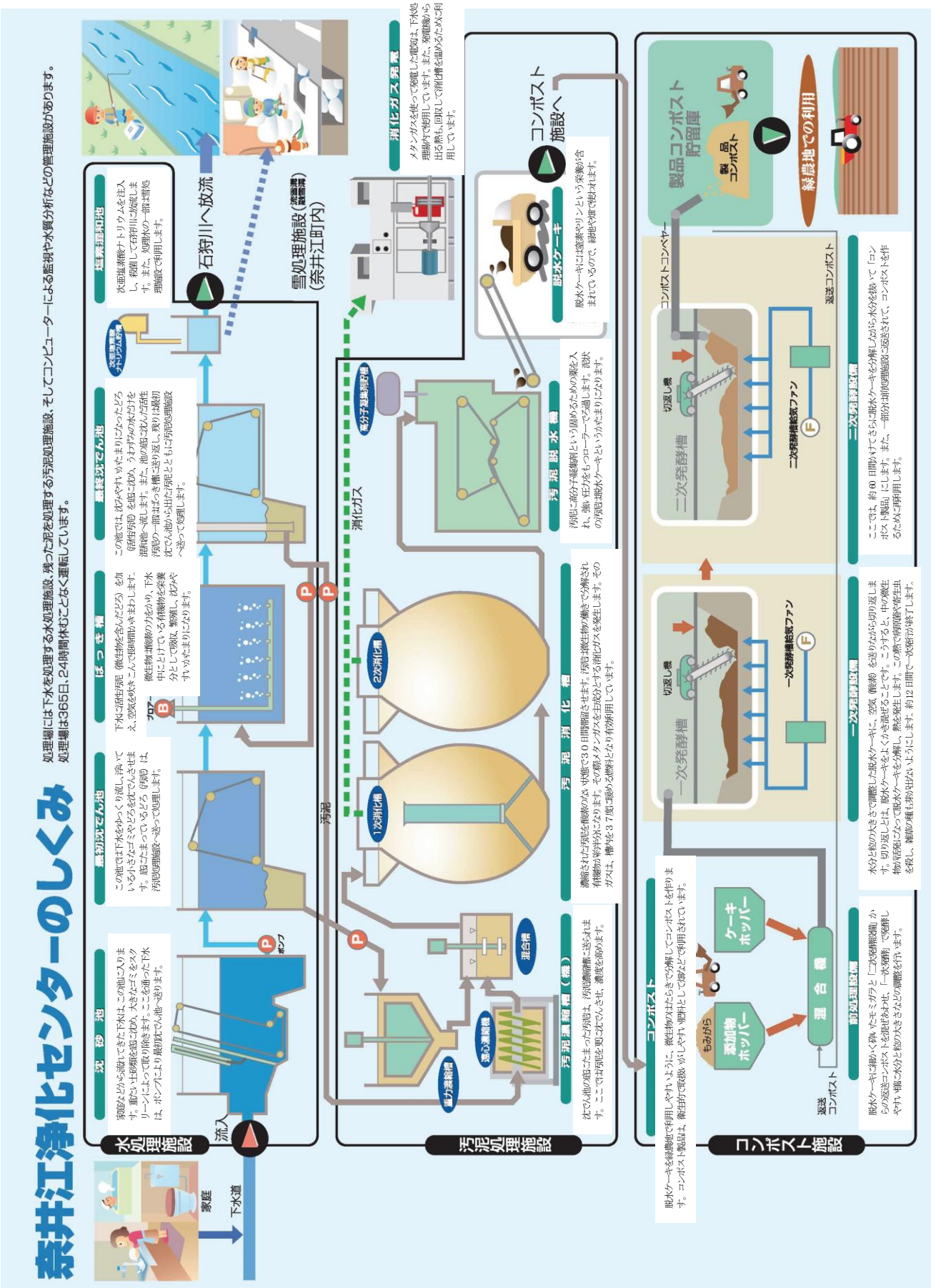

出典：石狩川流域下水道組合ＨＰより

２. 現行の滝川市下水道使用料体系

家事用　・　業務用　・　福祉用

【現行】　**下水道使用料**　　（消費税 8%込み）

用途区分	基本水量	基本使用料	従量水量	超過使用料（1 ㎥につき）
家事用	8 ㎥	1, 531. 44 円	9 ㎥～	201. 96 円
業務用	20 ㎥	4, 404. 24 円	21 ㎥～	251. 64 円
福祉用	8 ㎥	934. 20 円	9 ㎥～	201. 96 円

右の図は、水道企業団の検針が行なわれた際に、毎月皆様へ通知している検針票です。
水道料金と同様に下水道使用料もこの検針の水量により、支払金額を計算します。
検針票の赤い丸で囲んでいる部分に使用水量と水道料金と下水道使用料の合計金額が表示されます。

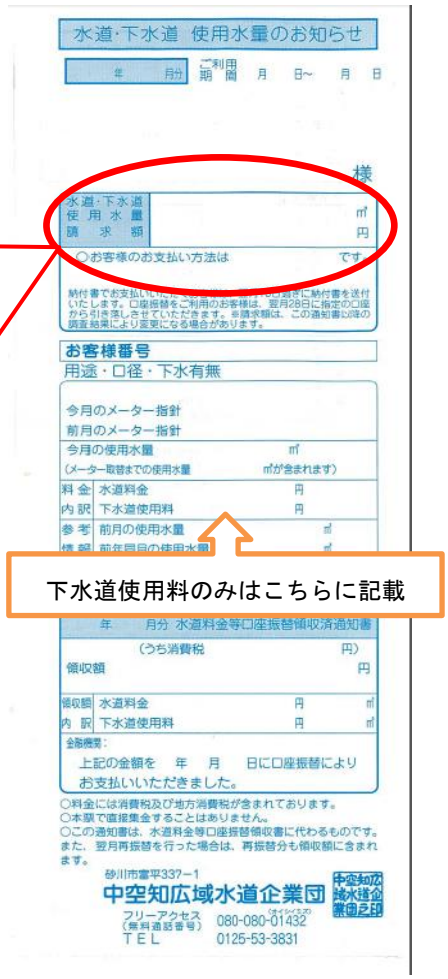

（参考）上水道料金体系　　（消費税 8%込み）

用途区分	基本水量	基本料金	従量水量	超過料金（1 ㎥につき）
家事用	7 ㎥	1, 460 円	8 ㎥～	236 円
業務用	15 ㎥	3, 672 円	16 ㎥～900 ㎥まで	277 円
			901 ㎥～	236 円
福祉用	7 ㎥	694 円	8 ㎥～	226 円

中空知広域水道企業団資料より

3. 行政人口と下水道使用料収入の推移

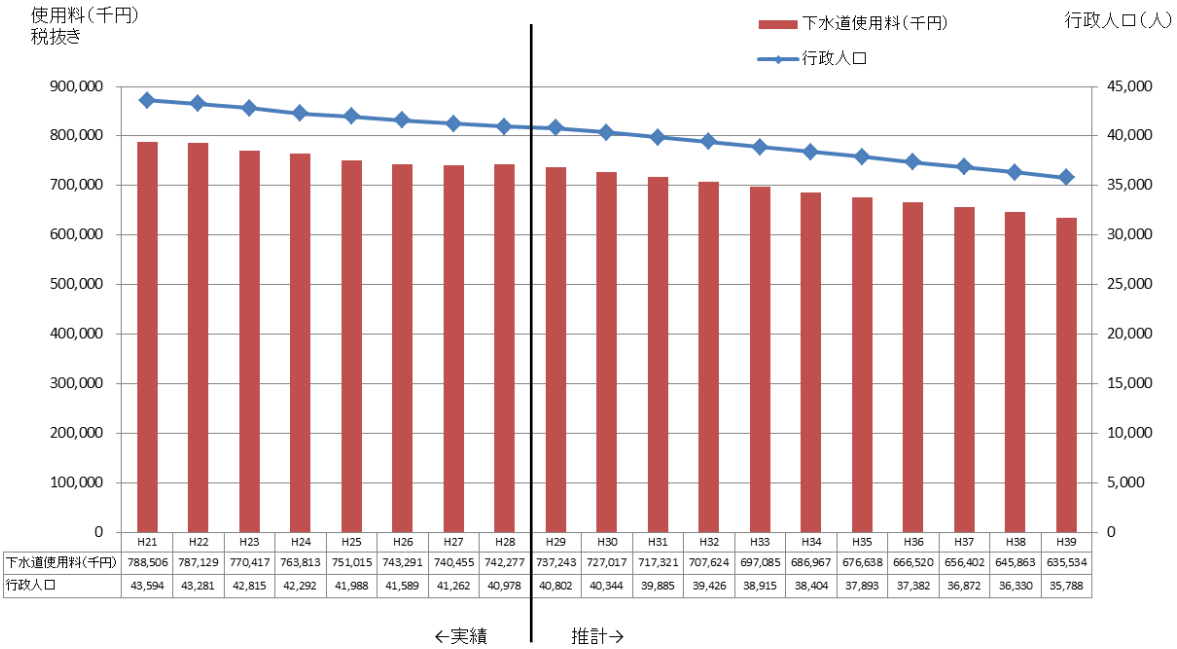

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
下水道使用料（千円）	788,506	787,129	770,417	763,813	751,015	743,291	740,455	742,277	737,243	727,017	717,321	707,624	697,085	686,967	676,638	666,520	656,402	645,863	635,534
行政人口	43,594	43,281	42,815	42,292	41,988	41,589	41,262	40,978	40,802	40,344	39,885	39,426	38,915	38,404	37,893	37,382	36,872	36,330	35,788

折れ線グラフの行政人口が減少することに伴い、下水道使用料も減少してきております。
今後もこの傾向は続くと推計しております。

4. 使用料収入と損益の推計

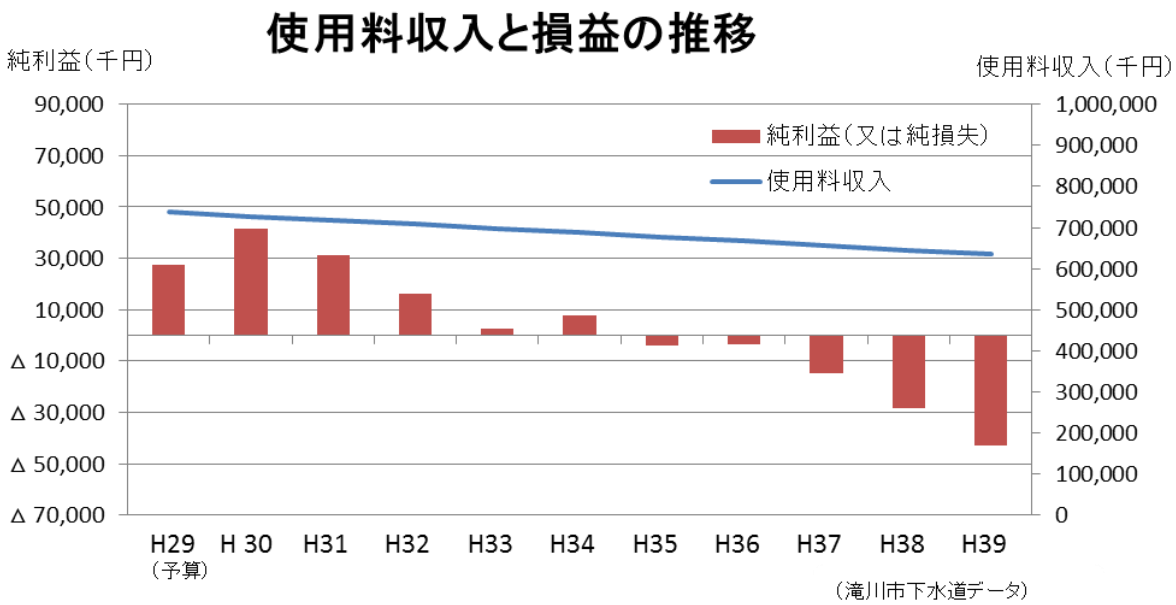

・滝川市下水道事業会計は、現状の推計では平成 34 年度まで黒字を維持できる見込みです。
・今後、施設（下水道管等）老朽化に伴う改修等への備えが必要となるため、現行推計する使用料収入総額を確保することが必要です。

５．下水道使用料体系見直しの背景

折れ線グラフのとおり、家事用については、少子高齢化や核家族化による世帯の小規模により、１人世帯が増加傾向にあります。

▼家事用

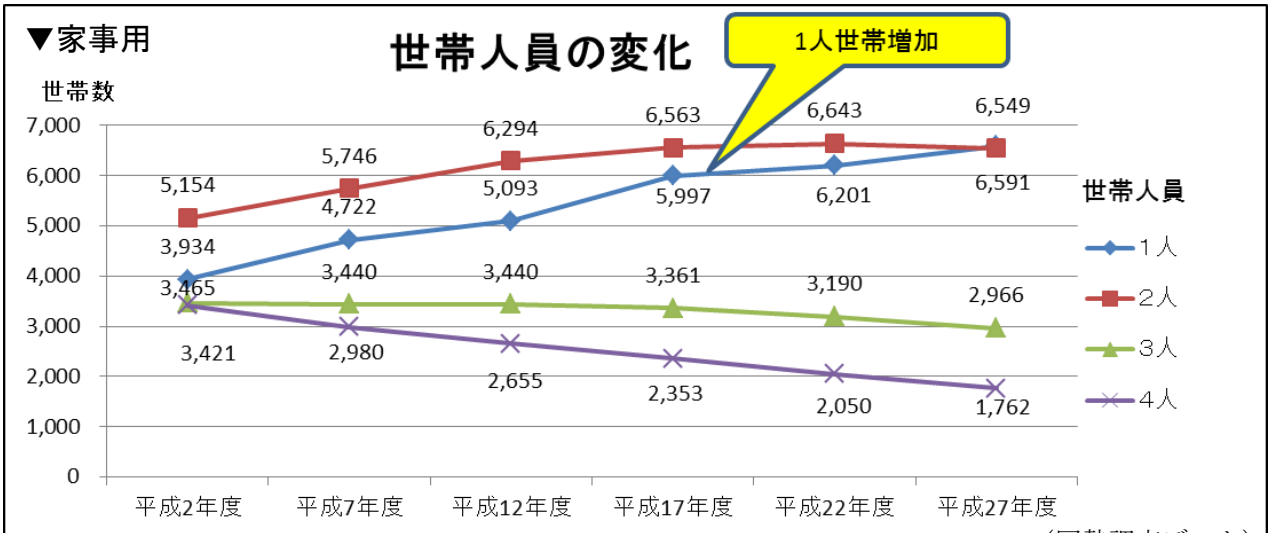

（国勢調査データ）

▼業務用

全産業の事業所数が 2,923（平成 3 年度）から 2,033（平成 26 年度）に 890 減少しています。

そのうち、製造業については、106 から 67 へ 39 事業所減少。

サービス業については、847 から 1,009 へ 162 事業所増加。全産業の約半数となっています。

平成 2 年度使用料改定に比べ、サービス業の事業所が増加するなど滝川市内の産業構造の変化に伴い下水道使用水量も変化しています。

（経済センサスデータ）

洗濯機・水洗トイレなどの節水型機器等の普及

節水意識の高まり

使用水量が減少傾向

６．基本水量内割合の変化

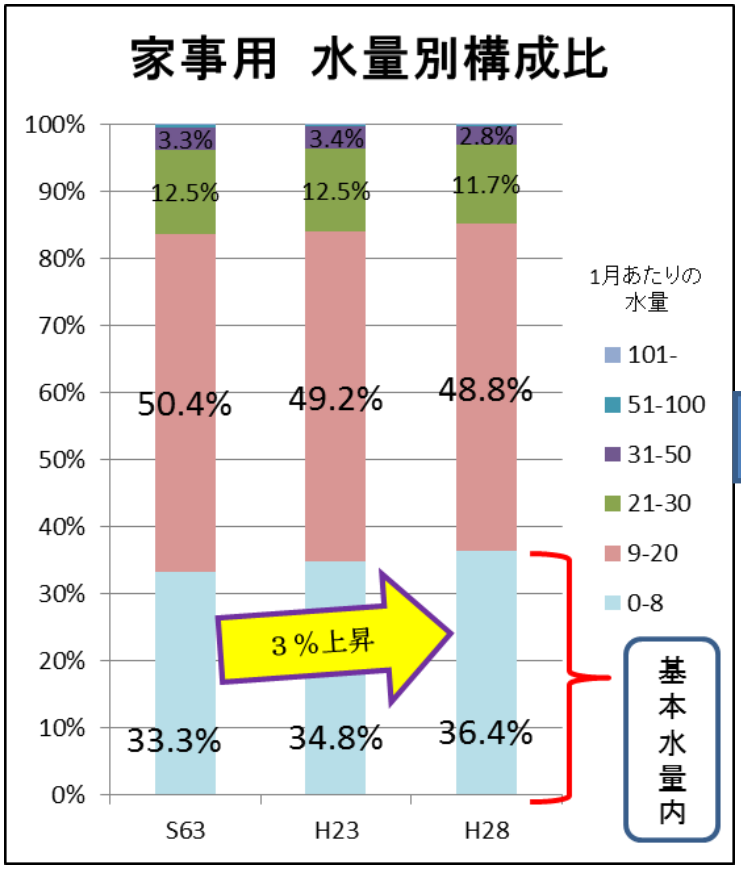

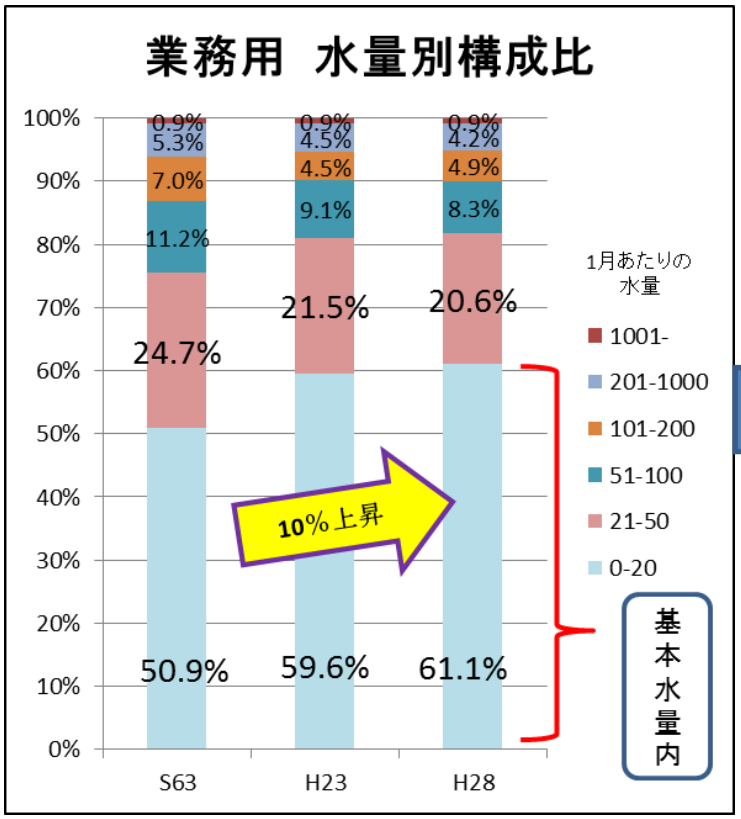

下水道使用料体系の見直し

家事用については１人世帯の増加、業務用については製造業が減少する一方サービス業が増加していることから、家事用・業務用ともに１件あたりの使用する水量が減少し、基本水量に収まる割合が増加してきています。このような背景から下水道使用料体系の見直しが必要だと判断したところです。

７．下水道使用料体系見直し案

見直しの内容

▼家事用

（消費税 8%込）

①基本水量を現行８㎥から７㎥へ変更⇒１㎥減

②基本使用料を現行 1,531.44 円から 1,364.04 円へ変更⇒167.4 円の減

③超過分を現行 201.96 円／㎥から 207.36 円／㎥へ変更⇒5.4 円／㎥の増

▼業務用

（消費税 8%込）

①基本水量を現行２０㎥から１５㎥へ変更⇒５㎥減

②基本使用料を現行 4,404.24 円から 3,304.80 円へ変更⇒1,099.44 円の減

③超過分を現行 251.64 円／㎥から 262.44 円／㎥へ変更⇒10.8 円／㎥の増

◆地下水利用の場合の認定基準

家事用：汚水排出量の認定基準を

現行「1 戸 4 人まで」８㎥から７㎥へ変更⇒１㎥減

業務用：汚水排出量の認定基準を

現行「従業員 10 人まで」２０㎥から１５㎥へ変更⇒５㎥減

８. 基本水量見直しの考え方

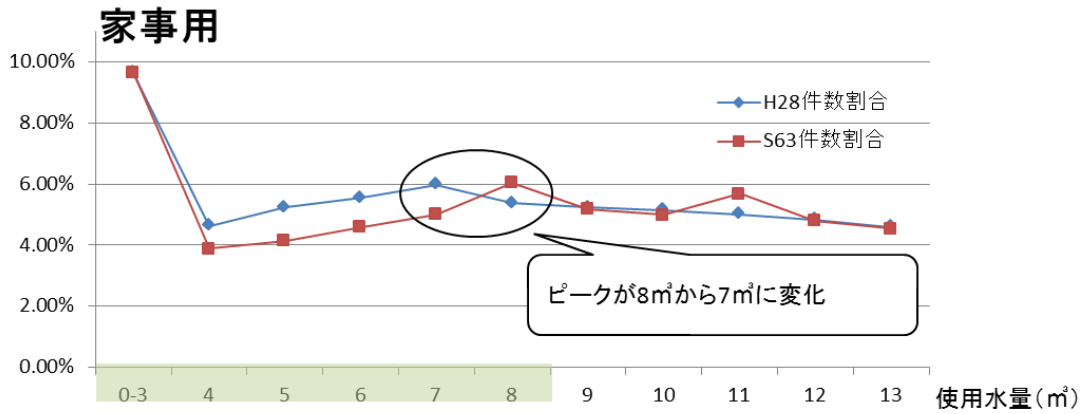

家事用
基本水量（案）

8㎥ ⇒ 7㎥

上のグラフの家事用から見ると、昭和 63 年度では、基本水量は 8 ㎥がピークであったものが、平成 28 年度では、基本水量のピークが 7 ㎥になっています。

水量実態を考慮して、基本水量以下では、7 ㎥が多く、ピークが 8 ㎥から 7 ㎥へ移っていることから、基本水量は 7 ㎥を改定案としました。

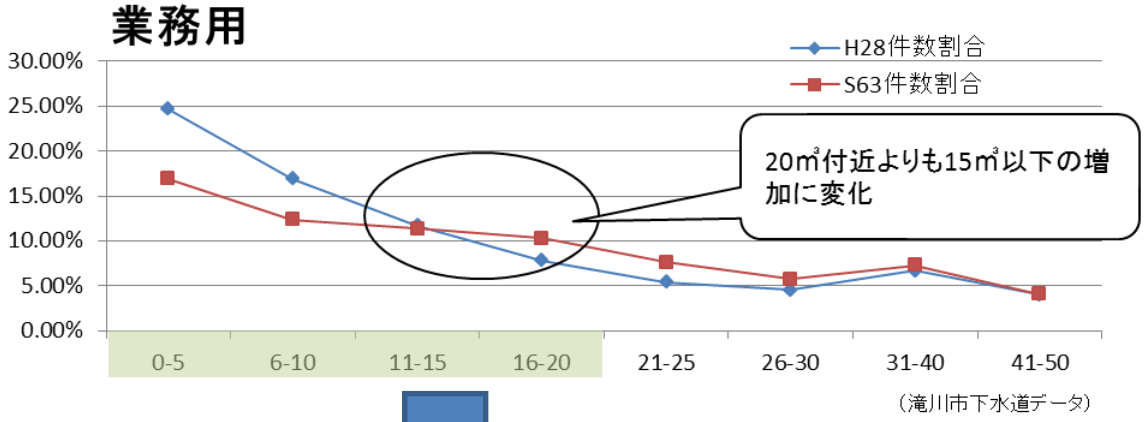

業務用
基本水量（案）

20㎥ ⇒ 15㎥

16～20 ㎥の水量箇所を見ると、昭和 63 年度の方が、平成 28 年度より多いが、11～15 ㎥の水量箇所に着目すると、平成 28 年度の方が、昭和 63 年度より多くなっており、この水量箇所で割合が逆転しました。

このような水量実態を考慮して業務用の改定案の基本水量を 15 ㎥とするのが適当であると考えました。

９．下水道使用料体系見直しの考え方

イメージ図

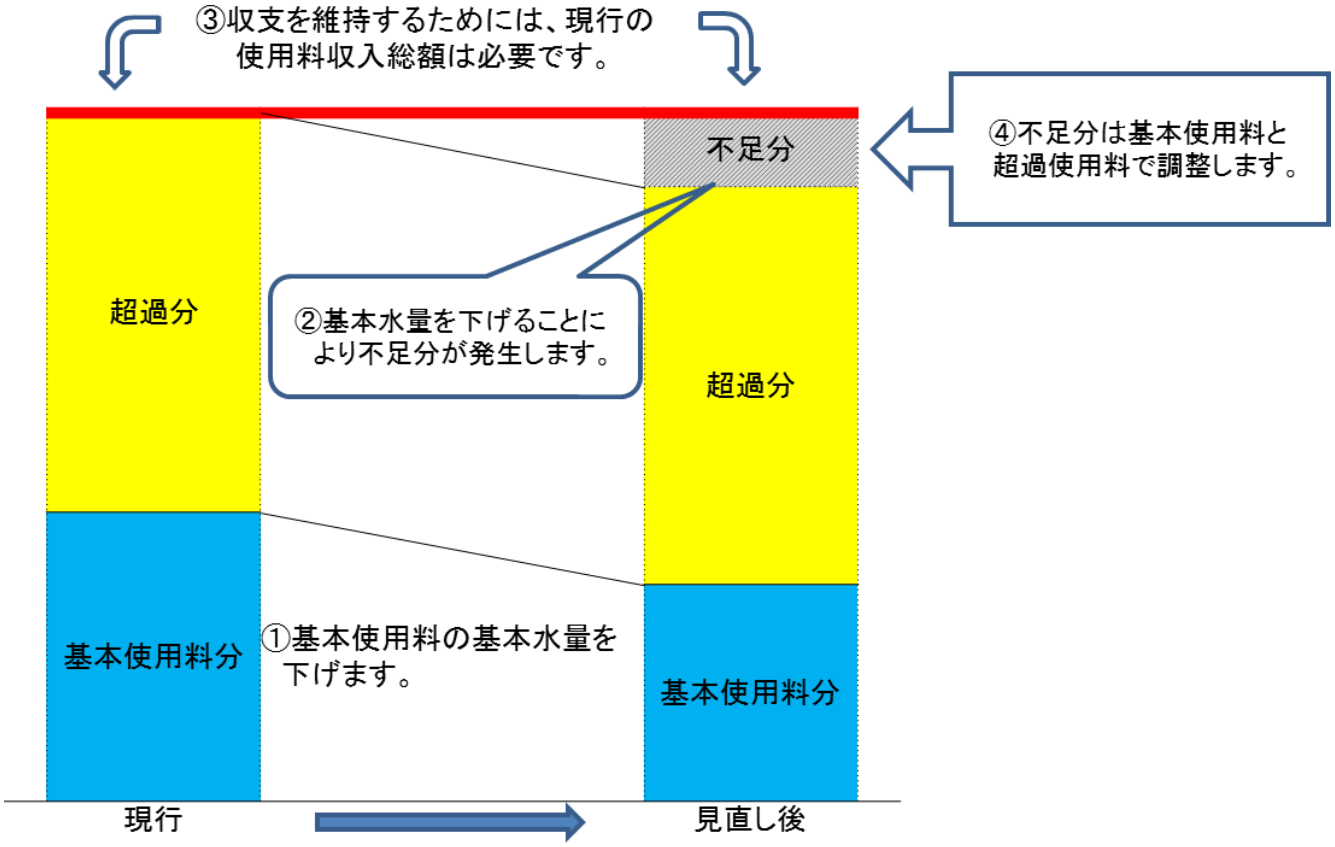

①基本水量を下げたことにより、その分基本使用料分が減少します。
②基本水量を下げたことで基本使用料が減少した分、現行の使用料収入より不足することになります。
③平成 34 年度までの収支を維持するためには、現行の使用料収入総額を確保する必要があります。
④これを解消するために、基本使用料と超過使用料で調整し、不足分を補います。

１０. 使用料改定案（家事用・福祉用）

▼家事用(福祉用含む)

▼改定案 （カッコ書きは福祉用）

【単位: 円 消費税8%込】

	現行	改定後
基本使用料	8㎥まで 1,531.44 （ 934.20）	7㎥まで 1,364.04 （ 766.80）
超過分	9㎥～ 201.96 （ 201.96）	8㎥～ 207.36 （ 207.36）

現行と比較すると
基本使用料は 167.4円の減額
超過分は 1㎥あたり5.4円の増額

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～7㎥	1,531 （ 934）	1,364 （ 766）	−167 （ −168）	−10.9% （ −18.0%）
8㎥	1,531 （ 934）	1,571 （ 974）	40 （ 40）	2.6% （ 4.3%）
15㎥	2,945 （ 2,347）	3,022 （ 2,425）	77 （ 78）	2.6% （ 3.3%）
20㎥	3,954 （ 3,357）	4,059 （ 3,462）	105 （ 105）	2.7% （ 3.1%）
30㎥	5,974 （ 5,377）	6,133 （ 5,536）	159 （ 159）	2.7% （ 3.0%）
50㎥	10,013 （ 9,416）	10,280 （ 9,683）	267 （ 267）	2.7% （ 2.8%）

・負担が増える使用者は、極端な増とならない様、極力一定の増額率とします。
平均 約2.6%

使用料は計算後、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。

１１. 使用料改定案（業務用）

▼業務用

▼改定案

【単位：円　消費税8%込】

	現行
基本使用料	20㎥まで 4,404.24
超過分	21㎥～ 251.64

改定後
15㎥まで 3,304.80
16㎥～ 262.44

現行と比較すると
基本使用料は　1,099.44円の減額
超過分は　１㎥あたり10.8円の増額

月間使用水量	現行	改定後	現行差額	改定率
0～15㎥	4,404	3,304	−1,100	−25.0%
16㎥	4,404	3,567	−837	−19.0%
17㎥	4,404	3,829	−575	−13.1%
18㎥	4,404	4,092	−312	−7.1%
19㎥	4,404	4,354	−50	−1.1%
20㎥	4,404	4,617	213	4.8%
50㎥	11,953	12,490	537	4.5%
100㎥	24,535	25,612	1,077	4.4%
1000㎥	251,011	261,808	10,797	4.3%
3000㎥	754,291	786,688	32,397	4.3%

・負担が増える使用者は、極端な増とならない様、極力一定の増額率とします。
平均　約4.4%

使用料は計算後、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。

１２. 見直しの時期

平成31年（2019年）10月を予定

なぜ今見直すのか

- 平成 2 年に使用料を改定して以降、27 年経過
- 使用実態に即した使用料体系の必要性
- 改修・更新期に向けての足場固め

今後は５年ごとに、下水道事業の経営を分析した上で、適正な使用料体系の検討を行っていきます。

１３. 付属資料

１. 改定案早見表（家事用）・・・・・・・・・・・・・・・17
２. 改定案早見表（福祉用）・・・・・・・・・・・・・・・18
３. 改定案早見表（業務用）・・・・・・・・・・・・・・・19
４. 自治体比較　石狩川流域下水道接続（家事用）・・20
５. 自治体比較　石狩川流域下水道接続（業務用）・・21
６. 自治体比較　道内３５市（家事用）・・・・・・・・22
７. 自治体比較　道内３５市（業務用）・・・・・・・・23

家事用

使用水量	現行（税込8%）	改定案（税込8%）	現行差額	改定率	消費税が10%になった場合	
					改定案	現行差額
0	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
1	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
2	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
3	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
4	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
5	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
6	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
7	1,531	1,364	−167	−10.9%	1,389	−142
8	1,531	1,571	40	2.6%	1,600	69
9	1,733	1,778	45	2.6%	1,811	78
10	1,935	1,986	51	2.6%	2,022	87
11	2,137	2,193	56	2.6%	2,234	97
12	2,339	2,400	61	2.6%	2,445	106
13	2,541	2,608	67	2.6%	2,656	115
14	2,743	2,815	72	2.6%	2,867	124
15	2,945	3,022	77	2.6%	3,078	133
16	3,147	3,230	83	2.6%	3,290	143
17	3,349	3,437	88	2.6%	3,501	152
18	3,551	3,645	94	2.6%	3,712	161
19	3,753	3,852	99	2.6%	3,923	170
20	3,954	4,059	105	2.7%	4,134	180
21	4,156	4,267	111	2.7%	4,346	190
22	4,358	4,474	116	2.7%	4,557	199
23	4,560	4,681	121	2.7%	4,768	208
24	4,762	4,889	127	2.7%	4,979	217
25	4,964	5,096	132	2.7%	5,190	226
26	5,166	5,303	137	2.7%	5,402	236
27	5,368	5,511	143	2.7%	5,613	245
28	5,570	5,718	148	2.7%	5,824	254
29	5,772	5,925	153	2.7%	6,035	263
30	5,974	6,133	159	2.7%	6,246	272
31	6,176	6,340	164	2.7%	6,458	282
32	6,378	6,548	170	2.7%	6,669	291
33	6,580	6,755	175	2.7%	6,880	300
34	6,782	6,962	180	2.7%	7,091	309
35	6,984	7,170	186	2.7%	7,302	318
36	7,186	7,377	191	2.7%	7,514	328
37	7,388	7,584	196	2.7%	7,725	337
38	7,590	7,792	202	2.7%	7,936	346
39	7,792	7,999	207	2.7%	8,147	355
40	7,994	8,206	212	2.7%	8,358	364
41	8,196	8,414	218	2.7%	8,570	374
42	8,398	8,621	223	2.7%	8,781	383
43	8,600	8,829	229	2.7%	8,992	392
44	8,802	9,036	234	2.7%	9,203	401
45	9,003	9,243	240	2.7%	9,414	411
46	9,205	9,451	246	2.7%	9,626	421
47	9,407	9,658	251	2.7%	9,837	430
48	9,609	9,865	256	2.7%	10,048	439
49	9,811	10,073	262	2.7%	10,259	448
50	10,013	10,280	267	2.7%	10,470	457

福祉用

使用水量	現行（税込8%）	改定案（税込8%）	現行差額	改定率	消費税が10%になった場合	
					改定案	現行差額
0	934	766	−168	−18.0%	781	−153
1	934	766	−168	−18.0%	781	−153
2	934	766	−168	−18.0%	781	−153
3	934	766	−168	−18.0%	781	−153
4	934	766	−168	−18.0%	781	−153
5	934	766	−168	−18.0%	781	−153
6	934	766	−168	−18.0%	781	−153
7	934	766	−168	−18.0%	781	−153
8	934	974	40	4.3%	992	58
9	1,136	1,181	45	4.0%	1,203	67
10	1,338	1,388	50	3.7%	1,414	76
11	1,540	1,596	56	3.6%	1,625	85
12	1,742	1,803	61	3.5%	1,837	95
13	1,944	2,010	66	3.4%	2,048	104
14	2,145	2,218	73	3.4%	2,259	114
15	2,347	2,425	78	3.3%	2,470	123
16	2,549	2,633	84	3.3%	2,681	132
17	2,751	2,840	89	3.2%	2,893	142
18	2,953	3,047	94	3.2%	3,104	151
19	3,155	3,255	100	3.2%	3,315	160
20	3,357	3,462	105	3.1%	3,526	169
21	3,559	3,669	110	3.1%	3,737	178
22	3,761	3,877	116	3.1%	3,949	188
23	3,963	4,084	121	3.1%	4,160	197
24	4,165	4,291	126	3.0%	4,371	206
25	4,367	4,499	132	3.0%	4,582	215
26	4,569	4,706	137	3.0%	4,793	224
27	4,771	4,914	143	3.0%	5,005	234
28	4,973	5,121	148	3.0%	5,216	243
29	5,175	5,328	153	3.0%	5,427	252
30	5,377	5,536	159	3.0%	5,638	261
31	5,579	5,743	164	2.9%	5,849	270
32	5,781	5,950	169	2.9%	6,061	280
33	5,983	6,158	175	2.9%	6,272	289
34	6,185	6,365	180	2.9%	6,483	298
35	6,387	6,572	185	2.9%	6,694	307
36	6,589	6,780	191	2.9%	6,905	316
37	6,791	6,987	196	2.9%	7,117	326
38	6,993	7,194	201	2.9%	7,328	335
39	7,194	7,402	208	2.9%	7,539	345
40	7,396	7,609	213	2.9%	7,750	354
41	7,598	7,817	219	2.9%	7,961	363
42	7,800	8,024	224	2.9%	8,173	373
43	8,002	8,231	229	2.9%	8,384	382
44	8,204	8,439	235	2.9%	8,595	391
45	8,406	8,646	240	2.9%	8,806	400
46	8,608	8,853	245	2.8%	9,017	409
47	8,810	9,061	251	2.8%	9,229	419
48	9,012	9,268	256	2.8%	9,440	428
49	9,214	9,475	261	2.8%	9,651	437
50	9,416	9,683	267	2.8%	9,862	446

業務用

使用水量	現行（税込8%）	改定案（税込8%）	現行差額	改定率	消費税が10%になった場合	
					改定案	現行差額
0	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
1	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
2	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
3	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
4	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
5	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
6	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
7	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
8	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
9	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
10	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
11	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
12	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
13	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
14	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
15	4,404	3,304	−1,100	−25.0%	3,366	−1,038
16	4,404	3,567	−837	−19.0%	3,633	−771
17	4,404	3,829	−575	−13.1%	3,900	−504
18	4,404	4,092	−312	−7.1%	4,167	−237
19	4,404	4,354	−50	−1.1%	4,435	31
20	4,404	4,617	213	4.8%	4,702	298
21	4,655	4,879	224	4.8%	4,969	314
22	4,907	5,141	234	4.8%	5,237	330
23	5,159	5,404	245	4.7%	5,504	345
24	5,410	5,666	256	4.7%	5,771	361
25	5,662	5,929	267	4.7%	6,039	377
26	5,914	6,191	277	4.7%	6,306	392
27	6,165	6,454	289	4.7%	6,573	408
28	6,417	6,716	299	4.7%	6,840	423
29	6,669	6,978	309	4.6%	7,108	439
30	6,920	7,241	321	4.6%	7,375	455
31	7,172	7,503	331	4.6%	7,642	470
32	7,423	7,766	343	4.6%	7,910	487
33	7,675	8,028	353	4.6%	8,177	502
34	7,927	8,291	364	4.6%	8,444	517
35	8,178	8,553	375	4.6%	8,712	534
36	8,430	8,816	386	4.6%	8,979	549
37	8,682	9,078	396	4.6%	9,246	564
38	8,933	9,340	407	4.6%	9,513	580
39	9,185	9,603	418	4.6%	9,781	596
40	9,437	9,865	428	4.5%	10,048	611
41	9,688	10,128	440	4.5%	10,315	627
42	9,940	10,390	450	4.5%	10,583	643
43	10,191	10,653	462	4.5%	10,850	659
44	10,443	10,915	472	4.5%	11,117	674
45	10,695	11,178	483	4.5%	11,385	690
46	10,946	11,440	494	4.5%	11,652	706
47	11,198	11,702	504	4.5%	11,919	721
48	11,450	11,965	515	4.5%	12,186	736
49	11,701	12,227	526	4.5%	12,454	753
50	11,953	12,490	537	4.5%	12,721	768
100	24,535	25,612	1,077	4.4%	26,086	1,551
1000	251,011	261,808	10,797	4.3%	266,656	15,645
3000	754,291	786,688	32,397	4.3%	801,256	46,965

▼4.自治体比較

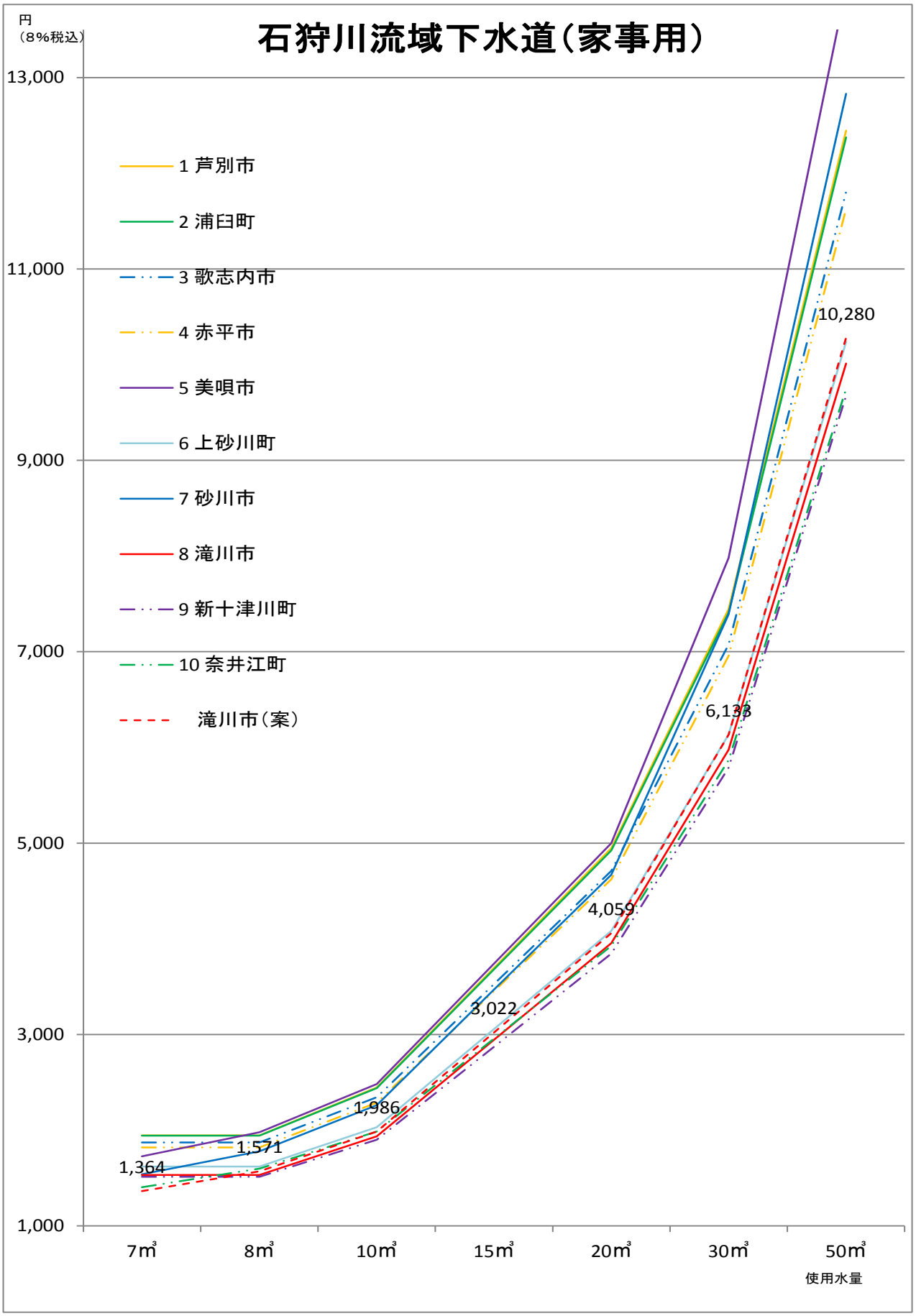

各ホームページより

▼5.自治体比較

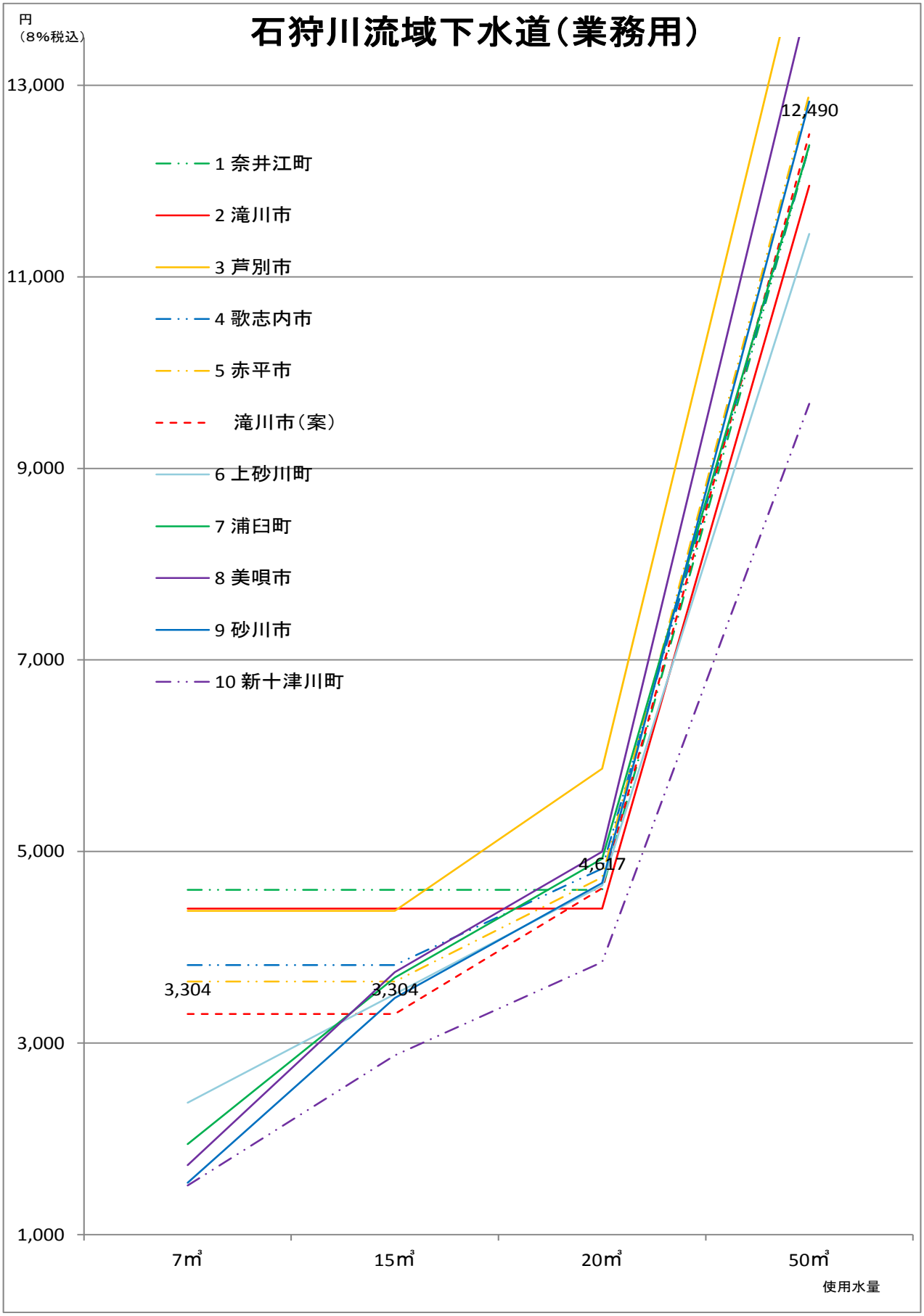

※砂川市は業務用区分がないので一般用区分で算出

各ホームページより

▼6.自治体比較

道内35市（家事用）　下水道使用料　高い順

	7㎥		8㎥	10㎥	15㎥	20㎥	50㎥		100㎥
1	根室市	1	根室市	三笠市	三笠市	三笠市	美唄市	1	根室市
2	三笠市	2	三笠市	夕張市	夕張市	夕張市	三笠市	2	美唄市
3	夕張市	3	夕張市	根室市	美唄市	美唄市	根室市	3	砂川市
4	芦別市	4	美唄市	美唄市	芦別市	芦別市	伊達市	4	釧路市
5	歌志内	5	芦別市	芦別市	歌志内	伊達市	砂川市	5	伊達市
6	伊達市	6	紋別市	歌志内	伊達市	留萌市	夕張市	6	三笠市
7	赤平市	7	歌志内	伊達市	留萌市	歌志内	芦別市	7	夕張市
8	留萌市	8	伊達市	赤平市	砂川市	砂川市	釧路市	8	芦別市
9	美唄市	9	赤平市	砂川市	赤平市	赤平市	留萌市	9	留萌市
10	網走市	10	砂川市	留萌市	根室市	釧路市	歌志内	10	歌志内
11	紋別市	11	留萌市	紋別市	釧路市	網走市	赤平市	11	赤平市
12	釧路市	12	網走市	網走市	網走市	根室市	網走市	12	室蘭市
13	登別市	13	釧路市	釧路市	紋別市	登別市	登別市	13	岩見沢
14	砂川市	14	登別市	登別市	登別市	紋別市	岩見沢市	14	登別市
15	滝川市		滝川市（案）	滝川市（案）	滝川市（案）	滝川市（案）	滝川市（案）	15	網走市
16	函館市	15	滝川市	滝川市	滝川市	滝川市	滝川市		滝川市（案）
17	深川市	16	函館市	深川市	深川市	名寄市	名寄市	16	帯広市
18	北見市	17	北見市	北見市	名寄市	深川市	深川市	17	名寄市
	滝川市（案）	18	深川市	名寄市	北見市	室蘭市	紋別市	18	滝川市
19	室蘭市	19	名寄市	室蘭市	室蘭市	北見市	富良野	19	深川市
20	小樽市	19	室蘭市	稚内市	富良野	富良野	室蘭市	20	石狩市
21	北斗市	21	小樽市	岩見沢	岩見沢	岩見沢	北見市	21	富良野
21	稚内市	21	北斗市	富良野	稚内市	稚内市	帯広市	22	紋別市
23	帯広市	23	稚内市	士別市	旭川市	旭川市	石狩市	23	北広島
24	士別市	24	帯広市	旭川市	士別市	士別市	稚内市	24	稚内市
25	石狩市	25	岩見沢	函館市	函館市	函館市	旭川市	25	北見市
26	旭川市	26	士別市	帯広市	帯広市	帯広市	函館市	26	旭川市
27	富良野	27	石狩市	小樽市	小樽市	小樽市	士別市	27	苫小牧
28	名寄市	28	旭川市	苫小牧	北斗市	北斗市	小樽市	28	函館市
29	苫小牧	29	富良野	北斗市	石狩市	石狩市	北斗市	29	士別市
30	北広島	30	苫小牧	石狩市	苫小牧	北広島	北広島	30	小樽市
31	岩見沢	31	北広島	恵庭市	恵庭市	恵庭市	江別市	31	江別市
32	恵庭市	32	恵庭市	江別市	北広島	江別市	苫小牧	32	北斗市
33	江別市	33	江別市	北広島	江別市	苫小牧	千歳市	33	千歳市
34	千歳市	34	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	恵庭市	34	恵庭市

▼7.自治体比較

道内35市（業務用）　下水道使用料　高い順

	7㎥		15㎥		20㎥		50㎥		100㎥
1	留萌市	1	留萌市	1	芦別市	1	芦別市	1	根室市
2	滝川市	2	滝川市	2	三笠市	2	美唄市	2	岩見沢
3	芦別市	3	芦別市	3	夕張市	3	三笠市	3	芦別市
4	歌志内	4	三笠市	4	美唄市	4	赤平市	4	美唄市
5	赤平市	5	歌志内	5	歌志内	5	根室市	5	砂川市
	滝川市（案）	6	夕張市	6	伊達市	6	伊達市	6	釧路市
6	北斗市	7	美唄市	7	留萌市	7	砂川市	7	赤平市
7	三笠市	8	赤平市	8	赤平市	8	留萌市	8	伊達市
8	根室市	9	紋別市	9	砂川市	9	岩見沢	9	三笠市
9	苫小牧	10	伊達市	10	岩見沢		滝川市（案）	10	留萌市
10	紋別市	11	砂川市		滝川市(案)	10	夕張市		滝川市（案）
11	夕張市	12	根室市	11	紋別市	11	歌志内	11	夕張市
12	岩見沢		滝川市（案）	12	釧路市	12	釧路市	12	歌志内
13	伊達市	13	岩見沢	13	滝川市	13	滝川市	13	滝川市
14	小樽市	14	釧路市	14	網走市	14	網走市	14	旭川市
15	美唄市	15	北斗市	15	根室市	15	登別市	15	室蘭市
16	網走市	16	網走市	16	登別市	16	名寄市	16	登別市
17	釧路市	17	登別市	17	苫小牧	17	紋別市	17	網走市
18	登別市	18	苫小牧	18	名寄市	18	深川市	18	帯広市
19	砂川市	19	深川市	19	深川市	19	小樽市	19	名寄市
20	函館市	20	名寄市	20	室蘭市	20	富良野	20	小樽市
21	深川市	21	北見市	21	小樽市	21	室蘭市	21	苫小牧
22	北見市	22	小樽市	22	北見市	22	苫小牧	22	深川市
23	室蘭市	23	室蘭市	23	富良野	23	旭川市	23	石狩市
24	恵庭市	24	富良野	24	恵庭市	24	北見市	24	紋別市
25	稚内市	25	恵庭市	25	北斗市	25	帯広市	25	富良野
26	帯広市	26	稚内市	25	稚内市	26	石狩市	26	北広島
27	士別市	27	旭川市	27	旭川市	27	北斗市	27	稚内市
28	石狩市	28	士別市	28	士別市	27	稚内市	28	北見市
29	旭川市	29	函館市	29	函館市	29	恵庭市	29	北斗市
30	富良野	30	帯広市	30	帯広市	30	函館市	30	函館市
31	名寄市	31	石狩市	31	石狩市	31	士別市	31	恵庭市
32	北広島	32	北広島	32	北広島	32	北広島	32	士別市
33	江別市	33	江別市	33	江別市	33	江別市	33	江別市
34	千歳市	34	千歳市	34	千歳市	34	千歳市	34	千歳市
35	札幌市	35	札幌市	35	札幌市	35	札幌市	35	札幌市

業務用区分がない自治体も含む

下水道使用料体系の見直しについて

お問合せ先：　滝川市役所　建設部　都市計画課　下水道事務係
〒073-8686　北海道滝川市大町１丁目２番１５号
ＴＥＬ　０１２５－２８－８０３９（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　０１２５－２２－１０１３
Ｅメール　gesui@city.takikawa.lg.jp

平成　３０　年　２月　作成
滝川市建設部都市計画課